

四  
發行方法  
三  
用振替法の適  
二  
の法律項及びその  
一  
の発行及び拠記  
の平成二十七八年を  
省令第十三十号  
平成二十件等年十  
行第三十号  
債の發行示  
務省告示  
財國債等第  
四  
三  
二  
一  
の平成二十七八年を  
省令第十三十号  
平成二十件等年十  
行第三十号  
債の發行示  
務省告示  
財國債等第

に  
第  
五  
条  
第  
十  
一  
項  
の  
規  
定  
に  
基  
づ  
き  
、  
利  
付  
國  
債  
券  
(  
十  
年  
)  
(  
第  
三  
百  
四  
十  
一  
回  
)  
財  
政  
法  
(  
昭  
和  
二  
十二  
年  
法  
律  
第  
三  
別  
會  
計  
に  
關  
す  
る  
法  
律  
(  
平  
成  
十  
九  
年  
法  
律  
第  
三  
十  
九  
條  
第  
一  
項  
)  
財  
付  
國  
庫  
債  
券  
(  
十  
年  
)  
(  
第  
三  
百  
四  
十  
一  
回  
)  
財  
務  
大  
臣  
麻  
生  
太  
郎  
月  
七  
日  
の  
と  
お  
り  
告  
示  
す  
る  
。  
一  
月  
二  
十一  
日  
に  
發  
行  
し  
た  
利  
付  
國  
債

## 五

## 方募

## ハロイ

六  
イ  
發

価入価・別債行争非者特国札非  
格行札格第参市及入価・別債発競  
競発競II加場び札格第参市行争  
争額行争非者特国發競I加場入

額面金額で二兆千七百二十五億  
込募各割各当も各  
み限國り申ての申  
の度債當込るか込  
応額市てみ。らみ  
募の場るのその  
額範特。応のう  
を囲別募応ち  
割内參額募応  
りに加を額募  
当お者案を価  
ていご分順格  
るてとに次の  
。各のより割高  
申応りりい

争市る参てしひ価一を場で競  
入場も加、た価格國定特あ争  
札特の者財後格競債め別つ入  
発別にご務に競争市る参て札  
行参よと大行争入場も加、と  
一加るに臣われ札特の者財同  
と者発応がれ札発別にご務時  
い・行募各の行参よと大に  
う第へ限國る募一加るに臣行  
。II以度債入と者発応がわ  
非下額市札のい・行募各れ  
価一を場で決う第へ限國る  
格國定特あ定一I以度債入  
競債め別つを及非下額市札

七

口イ  
払

非入価込	行争非者特國行争非者特國	札非	入
競札格金	入価・別債入価・別債	発競	札
争發競金	札格第參市札格第參市	行争	發
入行争額	發競Ⅱ加場	發競Ⅰ加場	行

五三二	でた条特	でた条特でた条特億はづ法百に規関六つ定う円	
十万兆	三利第別	二利第別五利第別三、き第七つ定す億いにち	
六円千	千付一會	千付一會十付一會十額發六億いにる二て基、	
億六	二国項計	二国項計六国項計万面行十七て基法千はづ財	
千百	百債のに	百債のに億債のに円金し二千はづ律十、き政	
七八	ニに規關	八に規關ニに規關額た条九、き第五額發法	
百八十一	十つ定す	億つ定す千つ定すで利第百額發四万面行第	
七	八いにる	円いにる九いにる一付一五面行十円金し四	
十億	億て基法	て基法百て基法兆国項十金し七、額た条	
四千	円、づ律	、づ律万、づ律四債の五額た条特で利第	
万七	額き第	額き第円額き第百に規万で利第別五付一	
二千八百	面發四	面發四面發四二つ定円一付一會百国項	
八	金行十	金行十金行十十いに、兆国項計九債の	
円十	額し七	額し七額し七一て基同七債のに十に規	

口	イ	一	發	十	九	八	二	ハ
債行争非者特国札非 市及入価・別債発競 場び札格第参市行争 特国発競I加場、入	入価發	札格行行	發競価	行争格日	替額面位金	低行争非者特国行争非者特国札 入価・別債入価・別債發	入価・別債發競II加場	發競I加場
十額格十額 錢面八面 金錢金 額以額 百上 円の にそ つれ きぞ 九れ 十九 九円 八価	平す額の振 成るの記替 。整載法 數又の 倍は規 の記定 金録に 額はよ に、る よ最振 る低替 も額口 の面座 と金簿	五 万 円 百 二十 一 億 五千 四百 四十 万	万三 円千 二百 三十 一百 十一 一億 五千 四百 四十 万	二 千 二百 三億 五百 千八 百四 十万 円				

二十九十八七六十五

払者入払元償償  
込札場利還還  
期參所金金期  
日加支額限子以

平成財務本面成利てを年  
二十七大臣銀金三子、支六  
から通知を受けた者行額十をそ払月  
年十二月二十一日  
から通知を受けた者  
に十う以し日  
つ二。前、及  
き月六各び  
百二月支十  
円十間払二  
日  
に期月  
属に二  
すお十

二十四  
十  
三  
二

の経利入価・別  
払過札格第参  
込利発競Ⅱ加  
み子率行争非者

る定り払募年  
。す算込入○  
る出金決・  
期し額定三  
日たにのパ  
に金加通一  
払額え知セ  
いを、をン  
込第次受ト  
む二のけ  
も十算た  
の号式者  
とにには  
す規よ、

規下は期た期平  
額面金額の総額× $\frac{0.3}{100} \times \frac{1}{365}$   
定、が金と成  
す次そ銀額し二  
る号の行を、十  
期及翌休支次八  
日び當業支の年  
に第業う算六  
つ十日。式月  
い六にたに二  
て号支當だよ十  
同に払たしり日  
じおうる、算を  
。いへと支出支  
。て以き払し払